

# ハンゲームチケット販売規約

## (規約の適用)

第1条 株式会社ヤマダホールディングス（以下「当社」といいます。）は、この「ハンゲームチケット販売規約」（以下「本規約」といいます。）により、NHN Japan 株式会社が管理運営するゲームポータルサイト「ハンゲーム」（<http://www.hangame.co.jp/>）で利用できる「アバガチャ SP チケット BLUE」（以下「本商品」といいます。）を販売します。

## (定義)

第2条 本規約で使用する用語の意味は、本規約に別段の定めがない限り、当社が定める「YAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービス契約約款」で定義する用語の意味に従うものとします。

2 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 定期購入契約	本規約に基づき毎月継続して当社から本商品を購入するための契約
2 契約者	当社と定期購入契約を締結している者
3 会員契約	YAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービス契約約款に定める会員契約であって、定期購入契約の申込みの際現に当社とその申込みをした者との間に締結されているもの
4 シリアルコード	契約者が本商品をハンゲーム内で受け取るために必要な英字又は数字からなる符号

## (本商品の提供主体)

第3条 本商品は、NHN Japan 株式会社が発行し、当社が販売するものとします。

## (契約の単位)

第4条 当社は、1の会員契約ごとに1の定期購入契約を締結します。

## (申込者の条件)

第5条 定期購入契約の申込みをすることができる者は、現に料金契約を締結している YAMADA Air Mobile WiMAX 契約者としてします。

## (申込みの方法)

第6条 定期購入契約の申込みは、当社所定の方法により行っていただきます。

- 前項の場合において、定期購入契約の申込みをしようとする者は、本規約のほか、当社が定める「オプションストア規約」及びNHN Japan 株式会社が定めるハンゲームの利用規約（以下「ハンゲーム利用規約」といいます。）に同意のうえで申し込んでいただきます。
- 前2項の規定にかかわらず、令和3年8月1日以降、新たに定期購入契約の申込みを行うことはできません。

## (申込みの承諾)

第7条 当社は、定期購入契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込内容に虚偽事項、誤記又は記入漏れがあるとき。

- (2) 定期購入契約の申込みをした者が、本規約により生じる債務の支払いを怠るおそれがあるとき。
- (3) 定期購入契約の申込みをした者が、YAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービス契約約款に定める利用停止の要件に該当し、YAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービスの利用を停止され、又はその料金契約若しくは会員契約を解除されたことがあるとき。
- (4) 定期購入契約の申込みをした者が本規約又はハンゲーム利用規約に違反したことがあるとき。
- (5) 定期購入契約の申込みをした者が指定した会員契約に料金契約が属していないとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(本商品の提供)

第 8 条 当社は、定期購入契約の成立後定期購入契約が終了するまでの間、毎月一度、契約者が YAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービスの契約者連絡先として登録しているメールアドレスに宛てた電子メールにより、シリアルコードを 1 つ通知するものとし、その電子メールの発信をもって本商品の引渡し完了したものとみなします。

- 2 シリアルコードの有効期限は、NHN Japan 株式会社が定めるものとし、前項の電子メール内に記載のとおりとします。
- 3 当社は、有効期限の経過により失効したシリアルコードについて、如何なる理由であっても再発行は行いません。この場合であっても、契約者は、第 15 条（商品代金の支払義務）に定める商品代金の支払いを免れません。

(その他の提供条件)

第 9 条 契約者は、NHN Japan 株式会社の指示に従い、自らの責任において本商品の利用に必要なハンゲームの利用登録等を行っていただきます。

- 2 本商品の有効期限その他の提供条件については、NHN Japan 株式会社がハンゲーム利用規約、ウェブページ又はチラシ等で定めるところによります。

(定期購入契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第 10 条 契約者が定期購入契約に基づいて本商品の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う定期購入契約の解除)

第 11 条 契約者は、定期購入契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、定期購入契約は、当社にその通知が到達した日を含む料金月の末日をもって終了します。

(当社が行う定期購入契約の解除)

第 12 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対し何ら催告等を行うことなく、その定期購入契約を解除できるものとします。

- (1) 契約者が本規約に違反したと当社が判断したとき。
  - (2) 契約者がハンゲーム利用規約に違反したと NHN Japan 株式会社が判断したとき。
  - (3) その他定期購入契約を継続することが不適当と当社が判断したとき。
- 2 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

(定期購入契約の終了)

第 13 条 定期購入契約は、次の各号のいずれかに該当した場合は、その事象が発生した日を含む料金月の末日をもって終了するものとします。

- (1) 会員契約が終了したとき。  
(2) 会員契約に属する料金契約がなくなったとき。  
2 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

(シリアルコードの発行停止)

第 14 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対し何ら催告等を行うことなく、当該事由が解消するまでの間、新たなシリアルコードの発行を停止できるものとします。

- (1) 契約者が本規約に違反したと当社が判断したとき。  
(2) 契約者がハンゲーム利用規約に違反したと NHN Japan 株式会社が判断したとき。  
(3) YAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービス契約約款の定めによりその契約者の YAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービスの利用を停止したとき。  
(4) その他当社又は NHN Japan 株式会社が何らかの緊急性を認めたとき。  
2 当社は、前項の措置により契約者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

(商品代金の支払義務)

第 15 条 契約者は、定期購入契約が成立した日を含む料金月（その会員契約の下で初めて成立した定期購入契約にあつては、その翌料金月とします。）から起算してその定期購入契約が終了した日を含む料金月までの期間について、下表に定める商品代金を支払っていただきます。なお、商品代金の日割りは行いません。

区 分	料金額
商品代金	1 定期購入契約ごとに月額 220 円（税込）

(商品代金の支払い)

- 第 16 条 当社は、本規約に別段の定めがない限り、商品代金の減額及び免除並びに受領済みの商品代金の返金を行いません。  
2 契約者は、当社が定める「オプションストア規約」の定めに従って商品代金を支払っていただきます。

(免責)

第 17 条 当社は、本商品の購入に関連して契約者が被った損害等について、当社の故意又は重大な過失により発生した場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

附 則（13-0P-008 号）

本改正規定は、平成 25 年 2 月 26 日から実施します。

附 則（14-0P-011 号）

本改正規定は、平成 26 年 2 月 20 日から実施します。

附 則（21-0P-010 号）

本改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（21-0P-017 号）

本改正規定は、令和 3 年 8 月 1 日から実施します。